

中心市街地活性化推進委員会開催要綱

(開催)

1. 内閣府において、中心市街地活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(任務)

2. 委員会は、中心市街地の活性化に関する法律の施行状況、今後の制度運用の改善等に関する事項について調査・検討を行い、地域活性化担当大臣に助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) 委員会は、学識経験者等の委員をもって構成する。
(2) 委員長は、構成員が互選する。

(招集)

4. 委員会は、委員長が招集する。

(会議の開催)

5. 会議は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
ただし、委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 会議は公開する。ただし、委員長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 委員会の庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成25年7月3日から施行する。